誓　　約　　書

 文部科学省大臣官房人事課長 殿

　私は、令和５年度春期文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップに参加するにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

１．実習期間中、実習に関して文部科学省受入各課室等指導担当者の指示に従い、実習に専念します。なお、やむを得ず欠務する場合は事前に受入各課室等の指導担当者又はその他の関係職員に理由を付して申し出ます。

２．実習期間中、文部科学省職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為及びこれらに類する行為を行いません。

３．実習中に知ることのできた秘密（国家公務員法１００条第１項に定めるもの）を、実習期間中及び実習期間終了後においても、部外者に漏らしたり公開する行為を行いません。

４．実習期間に関わらず、上記２．及び３．に該当する事項について、外部掲示板等（民間企業等が提供するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含む）への情報の書き込みを行いません。

５．実地実習の期間中は、原則９時３０分までに文部科学省に登庁します。

 令和６年 月 　日

 　　　　　（実習生氏名）

（参考）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第100条第１項

|  |
| --- |
| （秘密を守る義務） 第１００条 　職員は，職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。 |